

## 国内外の生物多様性分野の動向及び関連計画の改定状況

### 1. 国内外の動向

#### (1). 昆明・モンリオール生物多様性枠組(30by30 等)

2022年12月に開催された第15回締約国会議(COP15)にて、生物多様性の世界目標として「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が合意されました。「昆明・モンリオール生物多様性枠組」では、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを掲げ、4つの2050年グローバルゴールを表現しています。また、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを2030年ミッションとして掲げています。ミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動を3つのグループから成る23のグローバルターゲットを定めています。グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30<sup>\*</sup>や自然を活用した解決策等の要素が盛り込まれています。

※2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール		
自然と共生する世界の実現	ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用	
	ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D 実施手段の確保	
2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット		
自然を回復軌道に乗せるために 生物多様性の損失を止め 反転させるための緊急の行動をとる	生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1~8	人々のニーズを満たす ターゲット 9~13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14~23

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の目標

(出典：環境省 Web サイト「昆明・モンリオール生物多様性枠組-ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標-」 <https://www.env.go.jp/content/000296180.pdf>)

## (2). 生物多様性国家戦略 2023-2030

令和 4 年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)にて採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえて、令和 5 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。2030 年のネイチャーポジティブ\*の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略と位置づけられています。国家戦略では、2030 年のネイチャーポジティブの実現に向け、5 つの基本戦略と基本戦略ごとに状態目標と行動目標が設定されており、各状態目標・行動目標の進捗を評価するための指標群を設けています。国家戦略の目指す姿及び 2030 年に向けた目標は、以下のとおり定められています。

### ■目指すべき自然共生社会像

#### 【2050 年ビジョン】

『「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる」自然と共生する社会』を実現する。

#### ① 豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保された社会

それぞれの地域の生物多様性や生態系が、人と自然の関係も含めた地域の特性に応じて地域ごとの知恵や技術も活かしつつ保全・再生され、次の世代に受け継がれる社会。

#### ② 自然を基盤としてその恵みを持続可能に利用する社会

生物多様性や生態系が有する固有の価値が尊重されつつ、損失や劣化を引き起こさない持続可能な方法により生物多様性や生態系が利用される社会。また、多様で健全な生態系から生み出される自然の恵みや、自然との関わりの中で様々な恵みを引き出す知識や技術などの文化・暮らしが次の世代に受け継がれ、地域コミュニティが活性化している社会。

#### ③ 生物多様性の主流化による変革がなされた社会

生物多様性や生態系が我々の暮らしを支えていること、すなわち自然資本が社会経済の基盤であることが認識され、公共部門、民間部門、そして、一人一人の行動において、生物多様性と生態系に対する配慮が自分ごととして実行されている社会。

### ■2030 年に向けた目標

#### 【2030 年ミッション】

「2030 年までに、「ネイチャーポジティブ：自然再興」を実現する。」

#### 基本戦略 1 生態系の健全性の回復

2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する 30by30 目標の達成に向け、保護地域に加えて OECM による保全の取組を進めるとともに、普通種を含めた生物群集全体の保全を図る。また、生産活動を含む多様な目的での陸域や海域の利用において、生物多様性への負荷軽減と質の向上を図る。これらにより、気候変動等への強靱性（レジリエンス）にも寄与する生態系の健全性を回復させる。

## 基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決

自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの多様な社会課題の解決につなげる。また、野生鳥獣との軋轢解消に向けた効果的・効率的な鳥獣管理を推進する。これらにより、人間の幸福と生物多様性保全の相乗効果をもたらす自然の恵みを維持・回復させる。

## 基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現

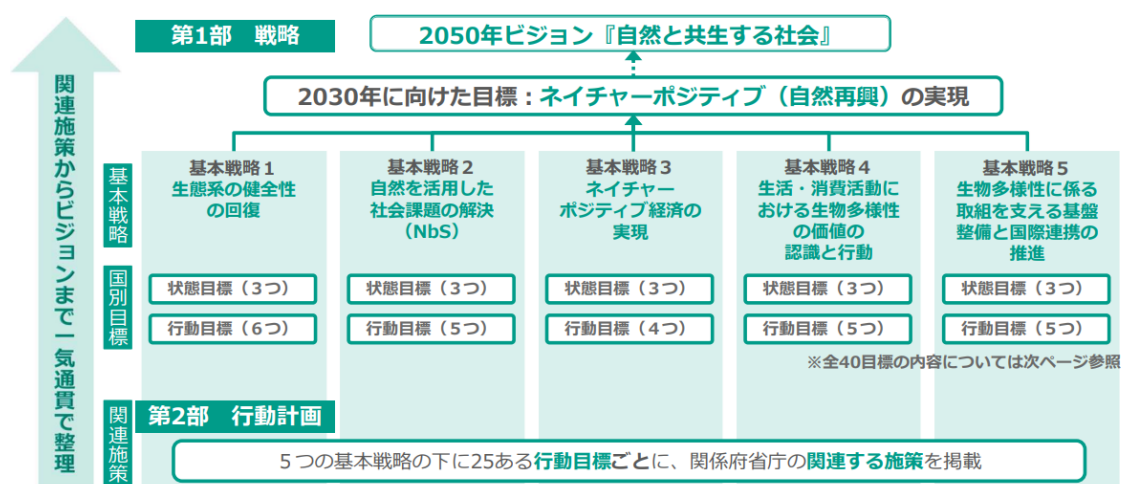
政府と事業者等が連携し、事業活動と生物多様性・自然資本の関係の評価の方法を確立するとともに、経済に係る制度・システムの在り方を見直し、事業活動による生物多様性・自然資本への負荷を低減し、正の影響を増大させるための施策を実施する。これらにより、事業活動において自然資本を持続可能に利用する社会経済活動を広げる。

## 基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

消費や使用を通じてサプライチェーンの一部を形成するとともに、事業者への働きかけを通じた投資家や助言者としての側面を持つ個人・団体の役割の重要性を踏まえ、新たな技術等も活用しつつ、現代に即した形で、かつての生活・消費活動と生物多様性の密接な関わりを取り戻し、より深化させるための施策を実施する。これにより、一人一人が自然資本を守り活かす社会経済活動を広げる。

## 基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

生物多様性の評価のための基礎的な調査・モニタリングの充実や、利活用しやすい情報の整備、取組の担い手確保等を進めるとともに、必要な法制上、財政上または税制上の措置その他の措置を講ずる。さらに、地球規模での生物多様性の保全への貢献のため、我が国の知見や経験を活かした国際協力を進める。これらにより、国内及び地球規模での生物多様性保全の取組全体を底上げする。



生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

（出典：環境省 Web サイト「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」

<https://www.env.go.jp/content/000293586.pdf>

## 2. 国家戦略に関連した取組み

### (1). 30by30 ロードマップ

「30by30 目標」とは、生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すため、2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のことです。令和 4 年 3 月に環境省より、30by30 目標の国内達成に向けた工程と具体策を示す「30by30 ロードマップ」が策定されました。ロードマップでは、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上や、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）※の設定・管理、生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等を掲げています。

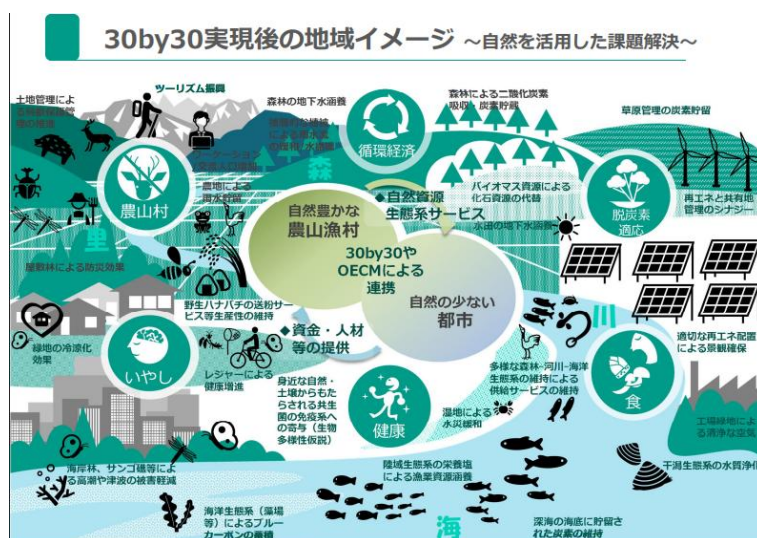
※保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）：民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を主目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域を指します。

30by30 目標達成のための主要施策は以下のようになっています。

- ・ 保護地域の拡張と管理の質の向上
- ・ 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の設定・管理
- ・ 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」
- ・ 生態系がつながり合い、健全に機能するための質を高める取組
- ・ 脱炭素、循環経済、有機農業、都市における緑地等の取組との連携

また、主要施策を支え、推進する横断的取組は以下のことが示されています。

- ・ 関連データの利活用や相互利用の促進
- ・ 多様なステークホルダーの参画（事業者等による積極的な取組の促進、消費等行動の変容、地域主体の取組へのインセンティブ）
- ・ 30by30 の経営への組み込みに向けた仕組みづくり、サステナブルファイナンス等の推進
- ・ デジタル技術等を活用した効率的なモニタリング等
- ・ 国際発信及び国際的な協力



30by30 実現後の地域のイメージ～自然を活用した課題解決～

（出典：環境省 Web サイト「30by30 ロードマップ」 <https://www.env.go.jp/content/900518835.pdf>）

## (2). 自然共生サイト

環境省は、令和 5 年度から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定してきました。令和 7 年 4 月に自然共生サイトを法制化した新法・地域生物多様性増進法が施行され、令和 5、6 年度に認定した自然共生サイトに加えて、令和 7 年度以降は、地域生物多様性増進法に基づき認定された実施計画の実施区間も「自然共生サイト」となります。

(参考：環境省 Web サイト「自然共生サイト」

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>)

## (3). 地域生物多様性増進法

ネイチャーポジティブの実現に向けて、国立公園等の保護地域の保全に加え、自然共生サイトでの活動をはじめとする企業等による生物多様性の維持、回復又は創出に繋がる活動を促進していくために、令和 7 年 4 月に地域生物多様性増進法が施行されました。

### ◆ 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ①企業等が里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定。
- ②市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定。
- ①または②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然共生保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンステップ化・簡素化といった特例を受けることができる。



「増進活動実施計画」の認定制度の概要

- ◆ 生物多様性維持協定上記②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できる。

(出典：環境省 Web サイト「地域生物多様性増進法概要資料」

<https://www.env.go.jp/content/000303987.pdf>)

#### (4). TNFD 最終提言

TNFD とは、「自然関係財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)」のことで、TNFD は、自然への危機的な状況と企業や組織によるリスク管理と開示を支援するフレームワークを開発するための国際的なイニシアティブとして、2021 年に発足し、2023 年 9 月に最終提言を公表しました。TNFD はネイチャーポジティブ\*の成果にシフトするための支援として位置づけられます。TNFD は TCFD (気候関連財務情報開示) と整合した 4 つの柱 (ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、測定指標とターゲット) で構成されています。

※ネイチャーポジティブ (自然再興) とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること

図 1: TNFD の開示提言

ガバナンス	戦略	リスクとインパクトの管理	測定指標とターゲット
<p>自然関連の依存、インパクト、リスクと機会の組織によるガバナンスの開示。</p>	<p>自然関連の依存、インパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、戦略、財務計画に与えるインパクトについて、そのような情報が重要である場合は開示する。</p>	<p>組織が自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けし、監視するために使用しているプロセスを説明する。</p>	<p>マテリアルな自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標とターゲットを開示する。</p>
<p><b>開示提言</b></p> <p><b>A.</b> 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に関する取締役会の監督について説明する。</p> <p><b>B.</b> 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会の評価と管理における経営者の役割について説明する。</p> <p><b>C.</b> 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に対する組織の評価と対応において、先住民、地域社会、影響を受けるステークホルダー、その他のステークホルダーに関する組織の人権方針とエンゲージメント活動、および取締役会と経営陣による監督について説明する。</p>	<p><b>開示提言</b></p> <p><b>A.</b> 組織が特定した自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を短期、中期、長期ごとに説明する。</p> <p><b>B.</b> 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えたインパクト、および移行計画や分析について説明する。</p> <p><b>C.</b> 自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略的レジリエンスについて、さまざまなシナリオを考慮して説明する。</p> <p><b>D.</b> 組織の直接操業において、および可能な場合は上流と下流のバリューチェーンにおいて、優先地域に関する基準を満たす資産および/または活動がある地域を開示する。</p>	<p><b>開示提言</b></p> <p><b>A</b>(i) 直接操業における自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けするための組織のプロセスを説明する。</p> <p><b>A</b>(ii) 上流と下流のバリューチェーンにおける自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けするための組織のプロセスを説明する。</p> <p><b>B.</b> 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を管理するための組織のプロセスを説明する。</p> <p><b>C.</b> 自然関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する。</p>	<p><b>開示提言</b></p> <p><b>A.</b> 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、マテリアルな自然関連リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標を開示する。</p> <p><b>B.</b> 自然に対する依存とインパクトを評価し、管理するために組織が使用している測定指標を開示する。</p> <p><b>C.</b> 組織が自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を管理するために使用しているターゲットと目標、それらと照合した組織のパフォーマンスを記載する。</p>

#### TNFD の 4 つの柱

(出典: The Taskforce on Nature-related Financial Disclosures <https://tnfd.global/>)

### (5). ネイチャーポジティブ経済移行戦略

ネイチャーポジティブの取組が、企業にとって単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることを分かりやすく示し、実践を促すために、令和 6 年 3 月に環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省により「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が策定されました。経済活動の自然資本への依存と損失が社会経済の持続可能性に対する明確なリスクであり、ネイチャーポジティブ経済への移行の必要性があることを示した上で、以下について整理されています。

#### ①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

- ・ TNFD 等の情報開示を意識したリスク対応等（それによるレジリエンス・持続可能性向上）が市場や社会に評価されることで民間の資金を呼び込み、企業価値向上に結びつける。
- ・ 脱炭素や資源循環、自然資本の活用等、様々な切り口からビジネス機会を創出する。

#### ②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たり企業が抑えるべき要素

- ・ 足元の負荷低減
- ・ 総体的な負荷削減に向けた取組も推奨
- ・ 損失のスピードダウンの取組
- ・ 消費者ニーズの創出・充足
- ・ 地域価値の向上にも貢献

#### ③国の施策によるバックアップ

- ・ 価値創造プロセスの各ステップを関係省庁連携で支援

(参考：環境省 Web サイト [ネイチャーポジティブ経済移行戦略について](https://www.env.go.jp/page_01353.html))

[https://www.env.go.jp/page\\_01353.html](https://www.env.go.jp/page_01353.html))

### (6). 第六次環境基本計画

環境基本法に基づき、政府の環境施策の大綱を定める環境基本計画の第六次の計画が、令和 6 年 5 月に閣議決定されました。第六次環境基本計画では、環境保全を通じた現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会(環境・生命文明社会)」の構築を目指しています。また、環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための 6 つの戦略が以下のとおり定められています。

#### 重点戦略：環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための 6 つの戦略

1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
4. 「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
5. 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
6. 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

(参考：環境省 Web サイト [第六次環境基本計画について](https://www.env.go.jp/council/02policy/41124_00012.html))

[https://www.env.go.jp/council/02policy/41124\\_00012.html](https://www.env.go.jp/council/02policy/41124_00012.html))

### 3. 船橋市の背景

#### (1). 第3次船橋市総合計画

市の生物多様性地域戦略の上位計画となる第3次船橋市総合計画が令和4年3月に策定されました。総合計画では将来都市像を「人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋」としており、目指すまちの姿として、以下のように定めています。

- ・命と暮らしを守る強靱なまち
- ・快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち
- ・活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち
- ・住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち
- ・一人一人が自分らしく輝くまち

総合計画の中で自然との共生に関しては、以下の3つの施策を定めています。

施策1：自然を生かした水辺の整備

施策2：緑の保全と公園緑地の整備

施策3：生物多様性の保全・利用

(参考：第3次船橋市総合計画 基本構想・基本計画 令和4(2022)年度-令和13(2031)年度)

[https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/keikaku/002/p102743\\_d/fil/sougoukeikaku3.pdf](https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/keikaku/002/p102743_d/fil/sougoukeikaku3.pdf)

#### (2). 第3次船橋市環境基本計画

生物多様性ふなばし戦略の上位計画となる第3次船橋市環境基本計画は、令和3年3月に策定されました。環境基本計画のうち、生物多様性に関連する施策の柱、基本施策及び重点的な取り組みは以下のとおりです。

##### 施策の柱：大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり

「10年後に目指す環境」に向けて自然環境に関する施策を推進し、大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくりに取り組みます。

##### 【基本施策4】親しみやすい水辺の創出

10年後に目指す目標：河川や池、海などの水辺の維持管理、利用が進み、市民の憩いの場となる水辺空間が創出されています。

##### 【基本施策5】まちの緑の育成

10年後に目指す目標：開発等経済活動と自然との調和を図りながら、身近な生活の中で緑が守り育てられています。

##### 【基本施策6】多様な生態系の保全

10年後に目指す目標：多自然川づくりや干潟の保全、樹林地・農地の保全などを通じて、多様な生態系が育まれています。

##### 【基本施策7】自然の恵みの持続的な活用

10年後に目指す目標：自然とふれあい、共生する中で、自然環境が持つ多面的な機能の持続的な活用を通じて、安全で豊かな暮らしが営まれています。

**【重点的な取組3】「みんなでつなぐ！台地から海への水ネットワーク、育もう豊かな暮らし」**

方針：豊かな水ネットワークをみんなで守り、暮らしに活かそう！

(参考 第3次船橋市環境基本計画 令和3年3月策定

[https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/kankyuu/001/p089269\\_d/fil/honnsyo.pdf](https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/kankyuu/001/p089269_d/fil/honnsyo.pdf))

**(3). 船橋市地球温暖化対策実行計画**

市の環境分野の関連計画である「船橋市地球温暖化対策実行計画」は、令和3年3月に策定されました。生物多様性に関連する施策の柱と取組は以下のとおりです。

**【施策の柱6】：環境負荷の少ない都市形成の推進**

[取組]

- ・ 緑の保全・緑化の推進

二酸化炭素は本市が排出する温室効果ガスの90%以上を占めていることを踏まえ、森林や緑地の保全・整備やまちなかの緑化の推進等を通じて、二酸化炭素を吸収する緑の機能の増強を図ります。

**【施策の柱7】：気候変動への適応**

[取組]

- ・ 災害リスクへの対応

将来、地球温暖化がさらに進むと、大雨や酷暑などの異常気象の頻度、強度が一層増大し、深刻な自然災害が発生することが懸念されています。それらの影響を未然に防ぐとともに、被害を最小限に止めるため、緑や水辺などの自然（グリーンインフラ）の多面的機能を活用して防災・減災対策を推進します。

- ・ 自然生態系リスクへの対応

気候変動に伴う生物多様性への影響を軽減するため、調査や情報収集・提供を推進し、自然環境の変化の把握に努めます。

(参考 船橋市地球温暖化対策実行計画 2021-2050

[https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/kankyuu/004/p020682\\_d/fil/zenntai.pdf](https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/kankyuu/004/p020682_d/fil/zenntai.pdf))

#### (4). 船橋市緑の基本計画 改定第 2 版(改定中)

船橋市緑の基本計画は、令和 8 年度改定版の策定に向けて、現在見直しが進められております。改定版の基本方針（案）は、以下のとおりです。

- ・人と緑と生きものが共生しふれあえる、水と緑のネットワークをつくります。
- ・多様な緑をいかし、船橋らしい風格ある緑の都市をつくります。
- ・安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします。
- ・市民・事業者との連携により、緑を守り育てていきます。

また、5つの基本施策「守る」「増やす」「はぐくむ」「いかす」「親しむ」を基に、個別施策を整理しています。個別施策の中で、生物多様性と関連の深い新規施策は以下のとおりです。

- ・船橋市農業振興計画に基づく農地保全
- ・多様な主体と連携した谷津田保全の検討

(参考：第 2 回船橋市緑の基本計画改定委員会 令和 7 年 12 月 24 日

[https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/004/02/0175/p143389\\_d/fil/6\\_powerpointshiryou.pdf](https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/004/02/0175/p143389_d/fil/6_powerpointshiryou.pdf))

#### (5). 船橋市都市計画マスタープラン

第 3 次船橋市総合計画の改訂に合わせて、第 2 期船橋市都市計画マスタープランが令和 4 年 11 月に策定されました。市のまちづくりの目標や将来都市構造を描き、都市計画やまちづくりの課題等を解決するための方針を定めています。生物多様性に関連する目標としては、「自然と人と産業が調和したまちづくり」が該当します。

##### ・交流により発展し便利で住みよいまちづくり

個性豊かで魅力ある拠点の形成を通じて、市内外から人が集まり、活発な都市活動や交流が行われるまちづくりを目指すとともに、交通環境が充実し、日常の買い物等が便利で住みよいまちづくりを目指します。

##### ・誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

自然災害や犯罪等からかけがえのない命を守り、多様な人々がゆるやかにつながり安心して暮らせるまちづくりを目指すとともに、未来を担う子供や高齢者、障害のある方等、誰もが健康で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

##### ・自然と人と産業が調和したまちづくり

恵まれた自然環境の保全・創出や環境負荷の低減に取り組みながら、地域がもつ魅力を生かし、身近な緑と調和したうらおいが感じられる住宅地や賑わいある商業地、都市活力を創出する工業地等、将来にわたって個性ある地域が調和したまちづくりを目指します。

(参考：船橋市都市計画マスタープラン 令和 4(2022)年度—令和 13(2031)年度 令和 4 年 11 月策定

[https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/keikan/001/p020500\\_d/fil/tosimasu2022.pdf](https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/keikan/001/p020500_d/fil/tosimasu2022.pdf))